

建設工事競争入札心得

(令和5年1月1日改定)

(総則)

第1条 八雲町が発注する建設工事等の一般競争又は指名競争による入札に当たっては、別に定めのあるもののほかこの心得を承知してください。

(入札保証金等)

第2条 入札参加者(入札保証金の納付を免除されている者を除く。)は、入札執行前に見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含んだ額)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に八雲町を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除します。

2 前項の入札保証保険は、定額(定率)てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が入札当日から起算して9日以上のものでなければなりません。

3 入札保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。

4 入札保証金に代える担保として銀行又は町長の指定する金融機関の保証を提供するときは、保証期間を入札当日から起算して9日以上とした当該保証を証する書面を提出してください。

(入札)

第3条 入札参加者は、入札書を作成し、初度の入札執行時に限り封書の上、自己の氏名を表記して提出(入札箱に投入)しなければなりません。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(入札会場での規律等)

第5条 入札参加者は、入札会場において携帯電話等の通信機器を使用してはならない。入札会場においては、通信機器の電源を切るかマナーモードにすること。

2 入札参加者が、入札会場での規律を守らない等、入札の公平な執行を妨げる行為をする恐れがあるとき、または、その行為をしたときは、入札執行者は、退場を命じ、辞退として扱うことがあるものとする。

3 入札参加者について、入札開始後の途中入場は認めない。また、途中退場した場合の再入場は認めないものとし、退場以後は辞退として取り扱うこととする。

(代理)

第6条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には、入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

（入札書の書換え等の禁止）

第7条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

（無効入札）

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額及び性能等を加除訂正した入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札
- (5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札
- (6) 代理人が2人以上の者の代理をしてした入札
- (7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- (8) 郵便等による入札で所定の日時までには到着しなかったもの
- (9) 無権代理人がした入札
- (10) 入札に関し不正の行為があった者のした入札（当該行為が契約締結前に明らかとなったものに限る。）
- (11) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

（開札）

第9条 開札は、公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に参加できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせます。

（再度入札）

第10条 開札の結果落札に至らない場合は、直ちに出席者で再度入札を実施します。また、再度入札の執行回数は原則として2回（合計入札回数3回）までとします。

（落札者の決定）

第11条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最

低の価格で入札した者を落札者とします。

- 2 落札者となるべき価格で入札した者から第 23 条第 1 項に定める工事費内訳書の提示を受け、初度の入札が同条第 5 項により無効でないことを確認し、無効となる時は次に落札者となるべき価格で入札した者から同様に確認して落札者を決定するものとする。
- 3 落札者となるべき価格で入札した者が 2 人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係ない職員にくじを引かせます。
- 4 調査基準価格を下回る入札があったときは、落札者の決定を保留し、第 12 条第 2 項に規定する調査を行ったうえ落札者を決定し、後日結果を通知します。

(最低価格の入札者を落札者とししない場合)

第 12 条 開札の結果次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とししない場合があります。

- (1) 調査基準価格を設定している場合に、これを下回る入札があったとき。
- (2) 最低制限価格を設定している場合に、これを下回る入札があったとき。

2 調査基準価格を下回る入札を行った者は、八雲町の行う低入札価格調査に協力しなければなりません。

(入札保証金等の返還)

第 13 条 入札保証金又はこれに代える担保は、開札の結果、予定価格の範囲を超える者については開札後に、予定価格の範囲内の者のうち、落札者以外の者については落札者決定後に、落札者については契約締結後にそれぞれ返還します。

(契約の締結)

第 14 条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、支出負担行為担当者の作成した契約書案に記名押印の上、落札決定の通知を受けた日から 7 日以内に支出負担行為担当者に提出しなければなりません。

(契約に必要な事項)

第 15 条 請負契約を締結する者は、締結の日の 1 年 7 ヶ月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければなりません。

2 前項の審査を受けずに落札した者は無効とし、違約金（第 16 条第 2 項）を徴収します。

(入札保証金等の帰属)

第 16 条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代えて提供した担保は、八雲町に帰属します。

2 落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが契約を締結しないときは、当該落札者の見積もった契約金額（消費税等相当額を含んだ額）の 100 分の 5 に相当する額の違約金を八雲町に納付しなければなりません。

(契約保証金等)

第 17 条 契約を締結しようとする者（契約保証金の納付を免除されている者を除く。）は、契約金

額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。

- (1) 保険会社との間に八雲町を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。
- (2) 保険会社、銀行、農林中央金庫その他町長が指定する金融機関との間に工事履行保証委託契約を締結し、道を債権者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。
- 2 前項第 1 号の履行保証保険契約は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が工事の始期から引渡し完了予定日までの期間以上のものでなければなりません。
- 3 第 1 項第 2 号の公共工事履行保証証券は、工期の完成期限までに生じる債務不履行が保証されることを証するものでなければなりません。
- 4 契約保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。
- 5 契約保証金に代える担保として銀行、町長の指定する金融機関又は保証事業会社の保証を提供するときは、工期の完成期限までに生じる債務不履行が保証されることを証する書面を提出してください。
- 6 低入札価格調査を受けた者との契約については、契約保証金の額を契約金額の 100 分の 30 に相当する額以上とします。

（入札保証金等の充当）

第 18 条 落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。

（談合情報に対する対応）

第 19 条 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取及び工事費内訳書の徴取を行うこと又は入札の執行を取りやめることがあります。

- 2 契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約を解除することがあります。

（入札の取りやめ等）

第 20 条 前条第 1 項に定めるもののほか、支出負担行為担当者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

（入札の辞退）

第 21 条 入札参加者として通知された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

- 2 入札参加者として通知された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。
 - (1) 入札執行前には、その旨を文書又は口頭により支出負担行為担当者に連絡すること。
 - (2) 入札執行中には、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。

3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の入札参加資格審査等において不利益な取扱いを行うことはありません。

(不正行為に伴う損害賠償等)

第 22 条 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがあります。

(工事費内訳書の提出等)

第 23 条 初度の入札執行時に工事費内訳書の提出を求めるので、参加するすべての入札に係る工事費内訳書をあらかじめ作成の上、持参すること。

2 入札参加者又はその代理人は工事費内訳書を入札書と同時に提出しなければなりません。

3 工事費内訳書は、見積用参考資料により示す工事費内訳書の工種・種別に対応する金額を記載しなければなりません。

4 提出した工事費内訳書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

5 第 8 条各号に掲げるほか、工事費内訳書が次の各号のいずれかに該当するときは、当該工事費内訳書に係る入札は無効とします。

(1) 工事費内訳書の提出がない場合

(2) 工事費内訳書の記載金額（合計金額）その他当該工事費内訳書の要件が確認できない場合

(3) 工事費内訳書に記名押印がない場合

(4) 入札者（代理人をして入札をした場合にあつては当該代理人）以外の者が工事費内訳書を提出した場合

(5) 工事費内訳書の合計金額と入札書の記載金額が一致しない場合

(現場代理人の常駐義務化の特例)

第 24 条 請負契約書第 10 条第 3 項に定める常駐を要しないこととすることができる現場代理人は、次の条件の全てを満たす場合とします。

(1) 八雲町が発注する工事で 2 工事以内であること

(2) いずれの工事も当初の工事契約の金額（税込み）が 4,000 万円（建築一式工事は 8,000 万円未満）未満であること

(3) 発注者が現場代理人の兼務を承認するものであること

2 前項のほか、建設業法施行令第 27 条第 2 項により密接な関係にある工事について同一の専任の主任技術者が管理できるとされた 2 件の工事で現場代理人を兼任できるものとする

3 受注者は現場代理人を兼任するそれぞれの工事に、受注者の社員等で確実に連絡が可能である連絡員を定め、現場代理人が現場を離れる場合は、連絡員を工事現場に配置させ、発注者との連絡に支障がないよう万全を期すこと

4 受注者は、現場代理人を兼任させようとする場合は、「現場代理人の兼任届」を八雲町に提出すること

5 監督員は「現場代理人の兼任届」の内容が基準を満たしていないと判断される場合は、「現場代理人の兼任届」の下段に記入押印した上で、受注者に返却すること

(その他の事項)

第 25 条 落札した者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 契約締結の日から 5 日以内に、着手届及び工事工程表を提出すること。
- (2) 契約締結の日までに現場代理人及び主任技術者を定め、文書をもって届出ること。ただし、現場代理人と主任技術者は、兼ねることができる。
- (3) 労務賃金等の支払については、労働基準法、建設業法その他の法令等の規定を厳守すること。
- (4) 本工事の一括下請負は禁止するので、特に留意すること。
- (5) 工事監督員の指示により、工程写真の撮影を行うこと。
- (6) 建設業退職金共済組合等の証紙購入に係る掛金収納書の提出を求められた工事については、契約締結の日から 2 週間以内に提出すること。
- (7) 工事施工上、工法その他特に定めのあるものを除くほか、全て工事監督員の指示に従うこと。